

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和7年8月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分点数
20250805	有限会社 みゆき商運(法人番号5012702005997)代表者:平松 美之	東京都東久留米市南町1-6-6	本社	東京都東久留米市南町1-6-6	輸送施設の使用停止(140日車)	貨物自動車運送事業法第24条の4	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年9月12日、監査を実施。13件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)事故惹起・初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)事故惹起・初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(9)事故の未報告(貨物自動車運送事業法第24条)、(10)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(11)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち社会保険等未加入(貨物自動車運送事業法第24条の4、貨物自動車運送事業法施行規則第14条第2号)、(12)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)、(13)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	14	14
20250805	有限会社 サンワ浄化槽サービス(法人番号9050002025370)代表者:高嶋 靖尚	茨城県古河市諸川1088-1	本社	茨城県古河市諸川1088-1	輸送施設の使用停止(70日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年8月8日及び令和7年2月4日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)初任・高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(4)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(6)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(7)事業計画事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(8)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	7	7
20250805	深澤商事 有限会社(法人番号3090002007759)代表者:深澤 要	山梨県南アルプス市在家塚1812-3	本社	山梨県南アルプス市在家塚1812-3	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年10月22日及び同年11月15日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(5)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(6)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	6	6
20250805	南栄産業 株式会社(法人番号2010101002792)代表者:長谷川 好伸	東京都八王子市小比企町552-3	本社	東京都八王子市小比企町552-3	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年11月26日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	4	4
20250812	千代田運送 株式会社(法人番号6040001041190)代表者:五十嵐 幸美	千葉県松戸市新松戸南3-150-4	町田	東京都町田市本町田2974-1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和7年6月3日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和7年8月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分点数
20250818	有限会社 リバップ(法人番号3090002008971)代表者:高井 靖雄	山梨県笛吹市境川町26-3	本社	山梨県笛吹市境川町石橋27	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和7年6月10日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
20250819	有限会社 南那須サービス(法人番号1060002014272)代表者:小池 正人	栃木県那須烏山市八ヶ代522-3	本社	栃木県那須烏山市八ヶ代字清水久保522-3	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年11月27日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)	4	4
20250819	山梨重量 株式会社(法人番号1090001005154)代表者:藤枝 宏之	山梨県甲府市上曾根町2930	本社	山梨県甲府市上曾根町2930-1	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年10月11日及び同年11月6日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)業務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	2	2
20250819	有限会社 伊藤運送(法人番号1040002063016)代表者:伊藤 明	千葉県八街市八街へ199	本社	千葉県八街市八街へ199	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和7年4月18日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち社会保険等未加入(貨物自動車運送事業法第25条第1項、貨物自動車運送事業法施行規則第14条第2号)	0	0
20250825	有限会社 トミタ(法人番号3090002009854)代表者:富田 和利	山梨県大月市初狩町下初狩3184-8	本社	山梨県大月市初狩町下初狩3184-8	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和7年6月25日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
20250826	宝来物流 株式会社(法人番号5010801010852)代表者:山本 環	神奈川県横浜市鶴見区仲通1-57-2	本社	神奈川県横浜市鶴見区仲通1-57-2	輸送施設の使用停止(90日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年6月19日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(6)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(7)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	9	9
20250826	株式会社 小島商事(法人番号1030001040058)代表者:小島 孝	埼玉県八潮市大字八條2908-5	本社	埼玉県八潮市八條字中島2908-5	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年8月27日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)事故惹起運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(4)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(5)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)	4	4

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和7年8月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20250826	株式会社 ロジコム・アイ (法人番号 3240001016200)代表者: 小林 雄	広島県広島市東区矢 賀新町5-7-4	北関東	栃木県足利市南大町28 1-1	輸送施設の使用停止 (10日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年10月18日、 監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自 動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨 物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)定期点検整備の実施違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)	1	1

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.(4)但し書き参照)